

様式第二号の十三 (第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2026 年 6 月 20 日

福島県知事殿



提出者

住 所 福島県会津若松市山鹿町3番27号

氏 名 一般財団法人 竹田健康財団

理事長 浅野 晃司

電話番号 0242-27-5511

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	竹田綜合病院
事業場の所在地	福島県会津若松市山鹿町3番27号
計画期間	2026年4月1日～2027年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	中分類・医療業 小分類・病院
② 事業の規模	病床数 827床 (2026年4月1日現在)
③ 従業員数	2,183名 (2025年4月1日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別表1の通り、

(日本産業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別表2の通り、

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性廃油）
	排 出 量	215.63 t	0.94 t
	（これまでに実施した取組） 発生量について抑制できるものではない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性廃油）
	排 出 量	195 t	0.85 t
	（今後実施する予定の取組） 適正処理について教育と啓蒙活動の推進。 分別を実施し、リサイクルを促進する。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 1. 鋭利物 プラスチック容器 2. 固形物 ダンボール容器 3. オムツ類絵予備混合物 ダンボール容器
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状通り。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性廃油）
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特に行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性廃油）
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 計画はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性廃油）
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性廃油）
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 計画はない。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性廃油）
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（これまでに実施した取組） 特に行っていない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性廃油）
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） 計画はない。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性廃油）
	全処理委託量	215.63 t	0.94 t
	優良認定処理業者への処理委託量	215.63 t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	215.63 t	t
	（これまでに実施した取組） 全処理【焼却・埋立】を委託した。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	廃油（引火性廃油）
	全 処 理 委 託 量	195 t	0.85 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	195 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	195 t	t
	(今後実施する予定の取組) 感染性廃棄物の適正処理と分別により減量化を図る。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（ 2025 年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)ノ	216.57 t	
	(今後実施する予定の取組等) 2019年1月より電子マニフェストへ移行済み。		
※事務処理欄			

(第6面)

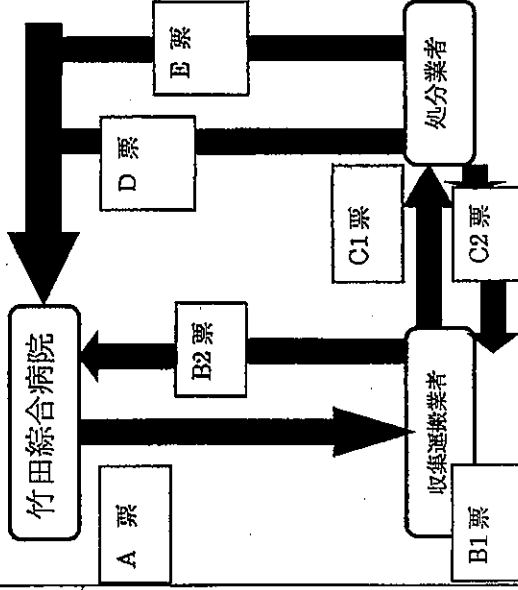
備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

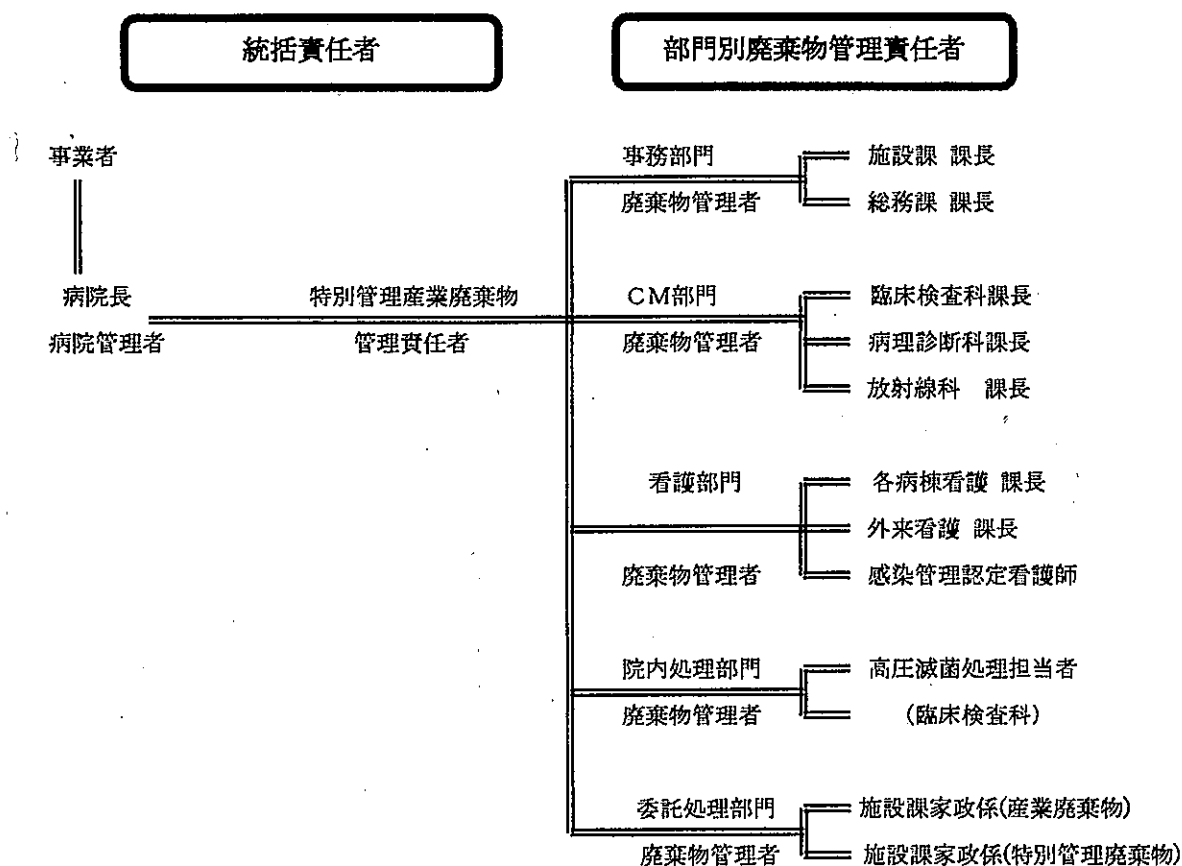
竹田綜合病院感染性廃棄物処理工程 別表1

種 類	具 体 例	梱 包 (バイオハザードマーク入)	院内収集 運搬・保管	院内処理	院 外 処 理 (外 部 委 託)	
					収 集 運 搬	処 分
血液等	血液、血清、体液 血液製剤	プラスチック容器 (白 20ℓ、 40ℓ)	【収集運搬】 看護スタッフは決 められた保管場所 まで運搬する。		【収集運搬業者】 	【処分業者】
手術等に伴って発 生する病理廃棄物	臓器、組織	プラスチック容器 (白 20ℓ、 40ℓ) (赤 34ℓ、 1.4ℓ)	【保 管】 保管場所には、必要 な注意を表示する。			
血液等が付着した 鋭利なもの	注射針、メス 試験管、シヤーレ ガラス屑等	ダンボール容器 (白 40ℓ、)	注 意 ・感染性廃棄物保管 場所につき関係者 以外立入禁止 ・許可なくして梱包 容器の持ち出し禁 止 ・梱包容器は破損し ないよう慎重に 取り扱いこと ・梱包容器の破損等 を見つけたら下記 に連絡して下さい 施設 課 連絡先 3112	オート クレーン		
その他血液や体液 が付着したもの	実験、手術用の手袋 エプロン、手袋等、 紙くず、繊維くず(脂 綿・ガーゼ・包帯)等	黄色プラスチック袋 またはダンボール箱 非感染性廃棄物シールを 貼る(黄色 45ℓ 70ℓ) ◆ ハザードマークなし				
病原微生物に関連 した実験・検査に用 いられたもの	試験管、シヤーレ 培地 実験動物の死体等	ダンボール容器 (白 40ℓ、)				
汚染物若しくはこ れらが付着した又 はそれらの恐れ のあるもの	廃プラスチック類等 紙くず、繊維くず(脱 脂綿・ガーゼ・包帯) 等	プラスチック袋 (白 40ℓ、)				
血液等が付着して ない容器等 (産業廃棄物として 処理する)	輸液ボトル、バック 経管栄養セット、バック ポリアンブール容器 プラスチック容器 (消毒薬、速乾 性拭拭手指消毒薬、注射 用水等)	プラスチック袋 (黄色 45ℓ 70ℓ) ◆ ハザードマークなし				

【マニフェストシステム(7枚綴り)】



廃棄物の管理体制（組織図） 別表 2



○ 職務分担

役 割	氏 名	職 務 内 容
病院管理者 (病院長)	病院長	病院運営全般に関する管理、運営等を行い、病院全体の廃棄物処理計画の策定、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する。
管理責任者 (特別管理産業廃棄物管理責任者)	感染対策委員長 (医師)	感染性廃棄物の処理等について、専門的な知識を有するもので、病院内の感染性廃棄物の実施細目を作成するなど適正処理の総括的な管理を行う。
連絡調整機関 (廃棄物担当部署責任者)	施設課長	院内処理、委託処理の各部門の廃棄物管理者等が廃棄物適正処理に係る問題について調整する機関。
廃棄物管理者	臨床検査科課長 放射線科課長 病理診断科課長	滅菌処理施設等の操作マニュアルを作成し、廃棄物の発生場所、保管施設等において廃棄物を適正に管理する。 廃液、廃アルカリ等の中和処理施設操作マニュアルを作成し、廃棄物を適正に管理する。 保管容器、梱包容器には、内容物に係る表示をする。
廃棄物担当者	施設課家政係	廃棄物が適正に処理されるよう分別、保管状態などを確認する。 処理計画、管理規定と処理内容が相違する場合は、廃棄物管理者へ連絡する